

一般財団法人マルチメディア振興センター

平成24年度事業報告書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

I 概要

マルチメディアとそれを支えるデジタル技術は、ソーシャル・モバイル・クラウド・スマート等のキーワードで表現されるように、広く社会に浸透し我々の生活や産業構造を変え、人々の考え方や行動様式にも大きく影響している。

また、情報通信技術の発展は、経済社会生活に大きな利便性をもたらすと共に、一方では、自由の拡大、プライバシーの保護、及び安心安全の確保の三者の間で、多くの新たな矛盾や相克を生み出している。これらを乗り越え、新たな次元へと進んでいくためには、情報通信ネットワークの活用のために、様々な分野の相互関係を強化していく必要があると考えられる。たとえば、利便性確保と個人情報保護の折り合いをつけるためには、経営管理、市場、規制、技術といった様々な観点から、最適な方法を見つけ出していく必要がある。

このような情報通信を取り巻く環境のもとで、平成24年4月1日に、特例民法法人から一般財団法人への移行を果たした当財団は、マルチメディア通信の普及と、その更なる利活用促進やそれに伴い生じる課題解決の一翼を担うことを目的として活動を展開している。

平成24年度においても、公益的な立場の財団法人が取り組むにふさわしい「情報通信ネットワークの安心安全な利用に係る普及啓発事業」及び「情報通信ネットワークの利用促進事業」の観点から実践的な活動を行うとともに、ITC分野における「グローバルな視点に基づいた調査研究活動」を行った。

平成24年度における主な事業実施状況は、以下のとおりである。

II 事業実施状況

1. 情報通信ネットワークの安心安全な利用に係る普及啓発事業

インターネットの普及に伴い、これを安心安全に利用できる環境づくりのための広範かつ積極的な対策の必要性が高まっているが、特に未来を担う子どもたちに向けた取り組みが急務であることを踏まえ、次のような活動を行った。

(1) e-ネット安心講座実施事業 (e-ネットキャラバン)

e-ネットキャラバン活動については、保護者、教職員、さらには子どもたちを対象に、インターネット等についてのリテラシー向上や安心・安全利用に関する啓発を行い、ネット社会における子どもたちの安心・安全と健全な発育の推進等を図ることを目的に、平成18年度から実施しており、過去6年間の実績を踏まえ、総務省、文部科学省及び講師派遣企業などの協力のもと、平成24年度も継続実施した。本年度の講座開催件数は、過去最高の1,524件となり、全国の都道府県で講座を開催した。また、講座内容に関しては、スマートフォンの急速な普及に対応するよう、講座で使用する中高校生向け基本テキストの改定や、動画教材の作成を総務省などの協力を得て行い、講座での使用を開始した。

(2) 標語募集・啓発活動事業

企業や公益法人等25団体からなる「情報通信における安心安全推進協議会」のもと、情報通信を安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティ等に関して、普段はあまり意識していない方にも情報通信の安心安全な利用に目を向けてもらうことを狙いとして、平成24年度で5年目となる標語の募集や受賞作を用いた啓発活動を行った。標語の応募件数は過去最高の9,149件となり、6月4日に松崎総務副大臣の出席を得て受賞者の表彰式典を行った。また、受賞作を用いた標語プロモーションに関しては、受賞作品を用いたポスターを制作し、全国の小・中・高等学校に配布することや、標語しおりを作成し全国の書店で配布することなどを行った。

なお、本事業に関しては、「情報通信における安心安全推進協議会」が、6月1日に開催された「情報通信月間」表彰式典において、情報通信協議会長賞（情報通信功績賞）の表彰を受け、当財団理事長が代表して表彰状を受領した。

2. 情報通信ネットワークの利用促進事業

我が国の情報通信ネットワークの利用は、年々多様化かつ増大してきており、国民生活や各種企業活動にとって欠かせないものとなっている。

これに伴いこうした社会の諸活動を支える公共的・公益的な基礎的サービスの構築と提供ニーズが増大してきており、この面での貢献を行うため次のような活動を行った。

(1) 公共情報共有基盤事業 (公共情報コモンズ)

公共情報共有基盤事業 (公共情報コモンズ) は、総務省の「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告書 (平成20年7月2日公表) に基づき、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の伝達に関し、情報発信者 (地方公共団体等) と情報伝達者 (放送事業者等) の間に共通基盤 (コモンズ) を構築することにより、情報配信を簡素化・一括化し、地上デジタル放送ほか様々なメディアを通じて地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものであり、実証実験、実用化試験サービスを経て、平成23年6月から提供を始めたものである。

平成24年度は、本サービス開始2年目となるが、総務省の協力も得て、各自治体や放送事業者等への説明を精力的に行い、平成24年度末で参加団体数は18府県（秋田、宮城、福島、新潟、山梨、埼玉、長野、静岡、三重、岐阜、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、広島、徳島、愛媛、大分）を含む248となり、平成23年度末の参加団体数99に比べて大幅に増加した。

また、本番利用に関しても、平成24年度末で8府県（福島、長野、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、広島、大分）を含む77団体が開始をしており、6月には、初めて、公共情報コモンズ経由で入手した兵庫県下の避難情報がデータ放送で活用された（NHK神戸放送局・サンテレビジョン）。

サービスの機能の向上に関しては、新たな「お知らせ」フォーマットの開発及び公共情報コモンズを利用した緊急速報メール一括配信機能の開発を行った。

また、参加団体の増加や利用の広がりを踏まえ、今後3年程度を想定した「公共情報コモンズ中期的運営方針」を3月に取りまとめ、公表した。

（2）クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度の運用

当財団では、企業や地方公共団体などによるASP・SaaSサービスや事業者の比較、評価、選択を支援するものとして平成20年4月から「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を運用してきたが、これに加え、平成24年度は、平成23年12月に総務省が公表した「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針(第2版)」及び「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」を具体化するものとして、データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」及び「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」の運用を8月から開始し、「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」をあわせて、3つの認定制度を「クラウドサービスの情報開示認定制度」として運用することとした。

平成24年度末までに「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」により171件、「IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」により2件、「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」により1件の、計174件のサービスをそれぞれ安全・信頼性に係る情報が適切に開示されているとして認定した。

認定制度は、総務省の地方公共団体向けのガイドライン（平成22年4月公表）や、独立行政法人情報処理推進機構による中小企業がクラウドを利用する際の安全利用の手引き等（平成23年4月公表）でも推奨等されているほか、地方公共団体や独立行政法人による入札広告において、上記認定制度を受けていることを条件とする事例も顕在化している。また、当財団では、開示された情報内容等をホームページで公表しているが、平成24年度では、年間13万件を超えるアクセスがあり、事業者、利用者の間での認定制度への認識が深まっている。

3. 調査研究活動

ICT分野、電波利用及び物流・金融の各分野の発展に資することを目的として、市場・ビジネス・サービスと政策・法制度をより緊密に連携して考えること並びに国内外の動向を相互に比較対照する視点に基づき、自主研究事業及び海外情報公開事業に取り組んだ。

(1) 自主研究事業

ICT分野の発展に資することを目的として、政策・制度、市場、技術、社会といった視点から、社会のニーズ・動向をベンチマークし、市場発展や社会にとって有益と考えられるテーマについて調査研究を行った。

分野的には、「ソーシャル化」「モバイル化」「クラウド化」「スマート化」が急速に進むICT環境の動向を踏まえ、市場・業界構造の変化をもたらすような動きに留意しつつ、成果の創出に努めた。

なお、平成24年度においては具体的には以下のテーマに取り組んだ。

- ・ 『米国のネット・サービスにおけるビッグデータ活用の動向』
- ・ 『脱ダムパイプ化戦略に関する中国通信事業者間の比較分析』
- ・ 『スマート端末時代におけるエンタメ・サービスの機能と
その利活用に関する研究』
- ・ 『諸外国におけるM2Mサービスの現状と課題』
- ・ 『電波資源の配分のあり方に関する調査研究』

(2) 海外情報公開事業

広く社会で活用されることを目指し、ICT分野、電波利用及び物流・金融分野における最新かつ信頼性の高い有意な情報を、欧米主要国、中国・韓国・インド等のアジア各国、今後発展の見込まれる新興国等幅広く収集、わかりやすい形態に編集の上、ニュース配信やウェブサイト、機関誌等の媒体を通じて、情報提供を行った。

財団ウェブサイト内では、海外最新ニュースを掲載する「ICTワールドニュース」及び「物流ワールドニュース」、最近の各国ICT事情を報告する「研究員レポート」、海外ICT分野の最新トレンドを国別・テーマ別に分類した情報を提供する「ICTグローバルトレンド」サイトを設け、タイムリー、継続的でわかりやすい情報提供に努めた。

(3) 受託事業

海外情報公開事業や自主研究事業で得られた知見を活用しつつ、海外動向の調査報告、市場動向報告書の出版、コンサルティング等の受託事業に取り組んだ。

4. 社会に対する成果の還元等

(1) 情報発信

ホームページを利用した情報発信を行い、定期的に情報更新を実施し、財団の活動内容紹介や成果を社会に還元する一助としてICT分野、電波利用及び物流・金融の各分野の動向等の提供を行った。

また、機関誌「ICT World Review」を隔月で発行し、ICT分野のグローバルな情報提供や調査研究の紹介に加えて、財団内のプロジェクト活動及び研究会内容の紹介を行った。

(2) 研究会等の開催

年間5回の「シームレス・ネットワーク研究会」を開催し、ICT分野における最新の政策情報を提供した。また、「eビジネス異業種交流会」を開催し、年間6回の講演会等の企画・運営、異業種交流の場の提供を行った。

情報通信月間中の5月30日に特別講演会を開催し、「進化するICT環境と情報セキュリティ」をテーマに、情報セキュリティに関し、総務省の関連政策、行政手続における特定個人識別番号（通称：マイナンバー）に関する法学的な考察、自治体の現場で直面している課題や、米国での情報通信産業の発展に伴う課題について講演を行うと共にパネルディスカッションを行った。

また、9月8日には中央大学研究開発機構と特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会と共催で、「様々な人と組織から情報セキュリティを考える」シンポジウムを開催した。

(3) 賛助会員との関係強化

賛助会員については、従来からの活動に加えて、有償による個別案件の調査実施や報告書作成、及び会員主催のセミナーへの参加を行い、関係強化に努めた。

以上